

宇土市女性活躍推進事業委託
＜公募型プロポーザル実施要領＞

令和7年5月

宇土市総務部総務課

1 目 的

この実施要領は、宇土市女性活躍推進事業委託（以下「本事業」という。）に係る公募型プロポーザル方式において、参加事業者に提案を募り、その提案の中で信頼性が高く、最も本市に適した事業者を選定するための手続について必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 事業名

宇土市女性活躍推進事業委託

(2) 実施内容

詳細は「宇土市女性活躍推進事業委託仕様書」のとおりとする。

(3) 実施期間

契約締結の翌日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

(3) 実施場所

宇土市総務課

(4) 委託金上限額

9 9 7, 6 3 2 円（消費税及び地方消費税を含む）

提案見積金額は、この上限を超えてはならないものとする。上限額を超える額で提案してきた提案事業者は失格とする。

3 選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式

(2) 宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱による。

(3) 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本事業は、男女共同参画推進に幅広い専門知識等を有しており、かつ、講座等を開催するに当たり企画立案や集客等を限られた期間で確実かつ円滑に業務遂行するなど、総合的な能力が求められる。

よって、本事業の委託事業者を選定する際には、入札方式のように単に金額による選定ではなく、本事業に対する的確な提案等が可能で実行力を有する事業者を公募し、評価することにより、本事業に最も適した業者選定を可能とする公募型プロポーザル方式を採用するものである。

4 提案参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、内容に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(2) 参加申出書の提出締切日において、本市における当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつ指名停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等、同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (6) 男女共同参画推進に関する事業の実施実績があること。

5 実施事業者の選定方法

(1) 選定方法

選定に関しては、「宇土市女性活躍推進事業委託公募型プロポーザル評価委員会」において、「企画提案書」、「経費総括表（見積書）」を評価し、本事業を最も的確に提供できると判断された事業者1者を選定する。

(2) 配点

審査は、100点を満点とし、評価項目別に次のように配点する。

項目	評価ポイント	配点
事業者の事業実績	事業を適切に提供できる会社であり、類似実績はあるか。	20点
企画提案	宇土市の現状及び事業の趣旨・目的を踏まえた効果的な企画内容の提案がされているか。	50点
	女性の活躍を推進し、事業終了後、自発的な行動につながる企画内容となっているか。	
	提案された講演者、講師候補者及び内容等が、女性活躍を推進するに資する内容となっているか。	
業務実施体制	事業に対する実施体制、運営方法、スケジュール等は現実的かつ効果的であるか。	20点
	事業遂行に必要な知識、経験、コミュニケーション能力を持つ人材が配置されているか。	
提案価格	委託金額は適切であるか。	10点

(3) 実施候補者の決定方法

事業者の選定は、評価委員会において行う。

本事業によってもたらされるものについて一定の質を確保するため、評価点には最低の基準点（最低評価点）を設定するものとする。

審査は審査表による採点方式とし、最低評価点以上の点数を獲得した提案者の中で最も高い評価総合点を獲得した提案者を事業者として選定する。

なお、提案者が1者のみの場合であっても審査を行うものとし、この場合は、設定した最低評価点数以上の点数を獲得すれば事業者として選定するものとする。

6 参加の方法及び提出書類等

(1) 提出期間

令和7年5月30日（金）から同年6月19日（木）午後5時までの間

※全日（受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、市役所閉庁日を除く。）

(2) 提出場所

宇土市総務部総務課行政係

(3) 提出方法

上記、(2)提出場所へ持参又は郵送での提出とする。

また、郵送する場合は提出期限までに本市に到着すること。

(4) 提出物

記号	書類名	様式	部数	備考
A	参加申出書	様式第1号	1	
B	会社概要書	様式第2号	1	
C	見積書	任意	1	
D	企画提案書（正本1部、副本5部）	任意	6	
E	商業・法人登記簿謄本	写しで可	1	法務局発行日から3か月以内のもの

7 提出における留意事項

(1) 見積書

ア 消費税及び地方消費税を含む額で算出し記載すること。

イ 見積額がそのまま契約額になるとは限らない。

(2) 企画提案書

ア 副本には、企業名等が分かるような記述は一切しないこと。

イ 提出後の差替え等は原則これを認めない。

ウ 提案書については、仕様書等を理解した上で作成すること。

エ 提案書には、下表の項目を最低限記載することとし、その他提案することがあれば、追加記載すること。

提案書の項目
1 基本的事項 (1) 会社概要、類似事例実績 (2) 男女共同参画推進についての基本的な考え方、方針 (3) 事業の体制及び提供までのスケジュール (4) 本事業に関わる担当者の概要（実績等）
2 提案内容の概要 (1) 講座の開催内容について (2) 講座の講演者、講師候補者について (3) 講座の開催スケジュールについて (4) 周知・集客方法について

8 質疑回答

- (1) 質疑・回答書（様式第3号）を使用し質疑を行うこと。
- (2) 提出は、後述の事務局宛に電子メールにて行うものとする。
- (3) 提出期間は、令和7年5月30日（金）午前9時から同年6月6日（金）午後5時までとする。
- (4) 質疑に対する回答は、令和7年6月12日（木）午後5時までに宇土市ホームページに掲載する。
- (5) 指定様式以外による質疑、又は提出期間外の質疑に対しては一切応じない。
- (6) 審査に支障をきたす恐れのある質疑については、一切応じない。
- (7) 質疑に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

9 失格条項等

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しなかった場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部、又は一部が記載されておらず、適正な評価及び審査に支障をきたす場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 本要領等に定められた以外の手法等により、宇土市職員に評価項目等内部情報の提供の援助を求めた場合

10 結果通知

- (1) 審査の結果は、決定後に結果通知書（様式第4号）により個別に通知する。
- (2) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。

11 スケジュール

摘 要	期 日
プロポーザルの公表	令和7年5月30日（金）
質疑提出期限	令和7年6月6日（金） 午後5時まで
質疑回答期限	令和7年6月12日（木） 午後5時まで
提出物の提出期限	令和7年6月19日（木） 午後5時まで
審査（書面）	令和7年6月下旬（予定）
選定結果通知	令和7年7月上旬（予定）

※事務上の都合により、日程を変更する場合があります。

12 その他留意事項

- (1) 本サービス提供その他手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案者は1つの提案のみを行うこと。
- (3) 本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出すること。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する経費及びその他本サービスの提案に要する経費に

については、提案者の負担とする。

- (5) 提出された書類等（以下「書類等」という。）は返却しない。
- (6) 書類等は、当該審査以外の目的で提案者に無断で利用しない。ただし、本サービスの手続き及びこれに係る事務処理等の必要な範囲において、書類等の複製、保存等を行う。
- (7) 書類等は、宇土市情報公開条例（平成11年条例第1号）の規定に基づき、その内容の全部、又は一部を公開する場合がある。
- (8) 提案者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確又は錯誤等による異議申立てを行うことはできない。
- (9) 審査等に対して異議申立てはできないこととし、選考方法及び選考内容についての問合せにも応じないこととする。
- (10) スケジュールに変更がある場合には、その都度、提案者に通知する。
- (11) 作成した報告書や作業の過程で得た情報等は、一切の権利を含めて本市に帰属するものとする。
- (12) サービス提供実績として本市の名前を挙げることは差し支えないが、その内容は本市の許可なく開示できないものとする。
- (13) 書類等の内容やシステム著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果で生じた責任は、提案者が負うものとする。

1 3 事務局（問合せ先）

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51 番地

宇土市総務部総務課行政係

TEL：0964-27-3303（直通）

FAX：0964-22-0110

Mail：soumu01@city.uto.lg.jp

担当：橘、山本

様式第 1 号

年 月 日

宇土市長 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

公募型プロポーザル参加申出書

下記の業務に係る公募型プロポーザル方式による提案書の提出を希望しますので、宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱第 9 条の規定により、必要書類を添えて参加を申し出ます。

なお、参加資格要件を満たしていること並びにこの申出書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名：宇土市女性活躍推進事業委託

会 社 概 要 書

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

会 社 名	
本 社 所 在 地	
契約事業所 所在地	
会 社 設 立 年 月	
資 本 金	
事 業 所 数	
社員数(正社員)の状況	・ 社員数 名
業 務 概 要	

様式第 3 号

質疑・回答書

*整理番号			
*質問受付日	令和 年 月 日	*質問回答日	令和 年 月 日
業務名	宇土市女性活躍推進事業委託		
質問事項			
*回答事項			

会社名	
担当者所属氏名	
住所	
電話	
FAX	
メール	

※ *欄は記入しないこと。

※ 本書は、メールで提出すること。

様式第 4 号

年 月 日

商号又は名称

代表者名

様

宇土市長

結果通知書

下記の業務について、受託者として特定されました（されませんでした）ので、宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱第 15 条第 2 項の規定により、通知します。

記

業務名：宇土市女性活躍推進事業委託

理由（特定されなかった場合）

様式第 5 号

令和 年 月 日

宇土市長 様

住所
商号又は名称
代表者名

辞退届

下記の業務について、公募型プロポーザルへ参加申出していましたが、都合により辞退
します。

記

業務名：宇土市女性活躍推進事業委託

【連絡先】

所 属：
担当者：
電 話：
メー ル：